

## ● 自動車の売却について（個人譲渡所得）

世界的な半導体不足やコロナ禍による部品供給の遅れなどで、新車の生産が減少し、さらに円安や物価高の影響もあって、中古車市場は活発になっているようです。

個人所有の自動車売却した場合の、課税関係は以下の通りです。

事業用以外（生活用）	非課税
事業用以外（レジャー用等）	譲渡所得（総合課税）
事業用	譲渡所得（総合課税）

課税対象とされない生活用動産の自動車について、条文上は「通勤用の自動車」となっています。といっても、通勤に限定されるのではなく、子供の送り迎えや買い物などに利用している自動車は「生活用」と考えられ、課税されることはないと思われます。

スポーツカーやキャンピングカーなどは、一般的には「生活用」ではないため、所得税の課税対象となります。

譲渡所得の計算上、売却価額から差し引かれる取得費は、購入金額から減価償却費相当額を差し引いたものとなります。

$$\text{譲渡所得} = \text{売却価額} - (\text{購入金額} - \text{減価償却相当額}) - \text{譲渡費用} - \text{特別控除 50 万円}$$

減価償却相当額は、事業用であれば法定耐用年数で、事業用以外（レジャー用等）であれば法定耐用年数×1.5で、それぞれ計算します。例えば購入価額が432万円の普通車（法定耐用年数6年、事業用以外は×1.5＝9年）で、購入後30か月で、350万円で売却した例の譲渡所得は、以下の通りです。

**事業用**  $432 \times 30 / 72$ （6年）＝180万円⇒取得費は432－180＝252万円  
売却額350万円－取得費252万円－特別控除50万円＝48万円（申告必要）

**事業用以外**  $432 \times 30 / 108$ （9年）＝120万円⇒取得費は432－120＝312万円  
売却額350万円－取得費312万円－特別控除50万円＝ゼロ（申告不要）

なお、特別控除50万円は、1台ごとに適用となるのではなく、年間合計額となります。

### ■ 税務カレンダー

	内容	備考
12月	年末調整	
1月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）。

住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。

【年末年始休業のお知らせ】年末年始休業は12月30日（金）から1月3日（火）です。ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。